

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本事項

1 ごみ処理における基本理念

本計画の基本理念を次のように定める。

○地球環境保全の視点から、ごみの排出抑制を中心課題として位置づけ、市民、事業者、行政が一体となったごみ処理システムづくりを推進する。

○ごみの分別、収集、運搬、再生、処分等の適正化を図り、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努め、循環型社会システムの構築を目指す。

○町民、事業者、行政の3者の役割分担を明確にし、行動目標を掲げてごみの削減に取り組む。

2 基本方針

(1) ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の推進及び再生利用（リサイクル）の促進

循環型社会形成推進基本法における廃棄物等処理の優先順位に基づいて、まず第一にごみの発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）に取り組み、ごみを減量化したうえで、排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）に取り組む。これにより、可能な範囲でごみを出さない循環型まちづくりを目指す。

ごみ発生抑制、再使用等は、町民、事業者の主体的な協力が不可欠であることから、町は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育等を推進するとともに、持続可能な支援・施策を行う。

再生利用等にあたっては、温室効果ガスの削減など総合的に環境負荷を軽減し経済性を考慮するような方法の選択に努める必要がある。

なお、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を優先した上で、廃棄物の有効活用を図るため、熱回収についても取り組みを検討する。

また、再生利用を促進するために、生活系ごみに対しては、集団回収の促進、分別収集の拡充の検討、各家庭の生ごみ処理等の多様な資源化施策を行う。

事業系ごみについては、事業者自らが、資源化、適正処理をおこなうことが原則で、町の役割は事業者が排出する廃棄物をできる限り少なくし、事業者の経済負担を少なくすると共に、可能な限り資源化を行うよう誘導・支援を行う。

(2) 環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの構築

ごみの排出から最終処分に至るまで、ごみを安全かつ安定的に、適正な処理を

行い、環境に配慮したごみ処理システムの構築を行う。

(3) 町民・事業者・行政の役割分担と協働による取組の推進

町民、事業者及び行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、相互理解を深め協力して3Rを推進するなど、環境への負荷が少ない循環型まちづくりを目指す。

3 計画策定のプロセス

本計画では将来のごみ収集量及び処理に関して、図 2-2-1 に示すフローに沿って計画を策定した。

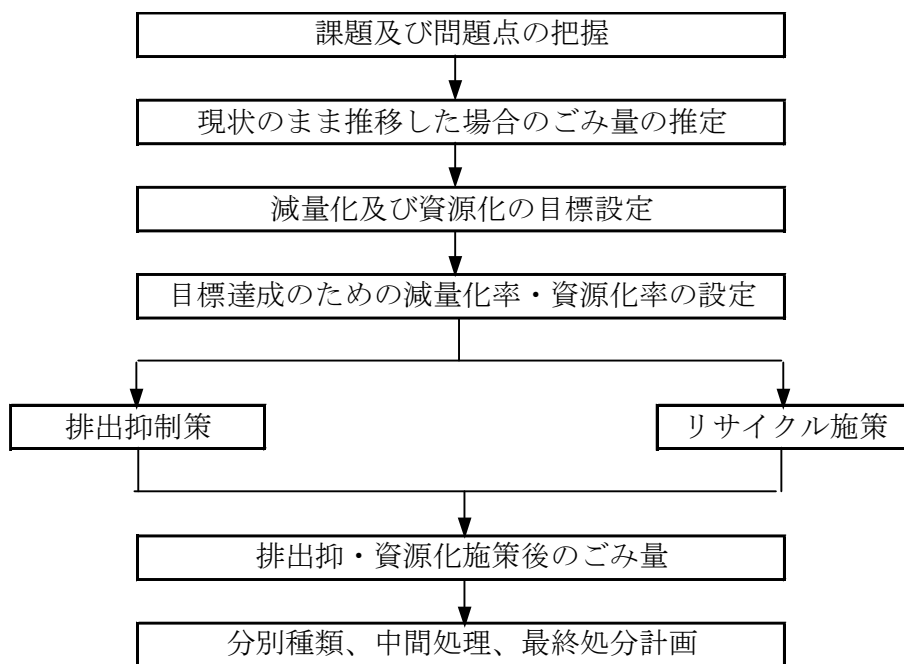


図 2-2-1 計画策定フロー

4 目標達成のための3R体系

本町の基本理念における3R体系の概念を図2-2-2に示す。

目標達成のため、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）の2Rを推進し、それでも排出されるごみは、③再生利用（リサイクル）を促進する。

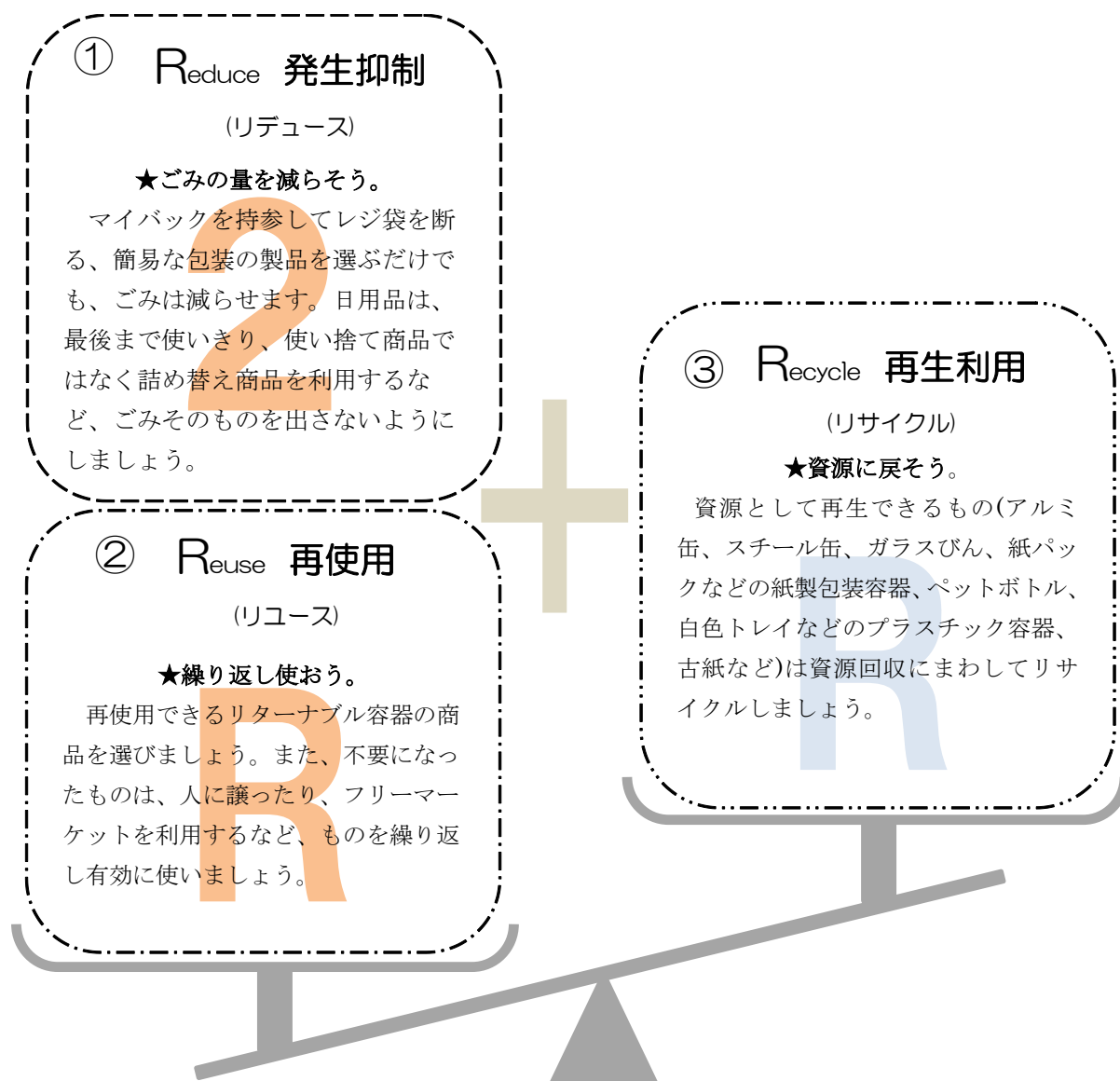


図 2-2-2 本町の3Rの概念図

第2節 将来人口の予測

本町の将来人口の予測を表 2-2-1 及びグラフ 2-2-1 に示す。

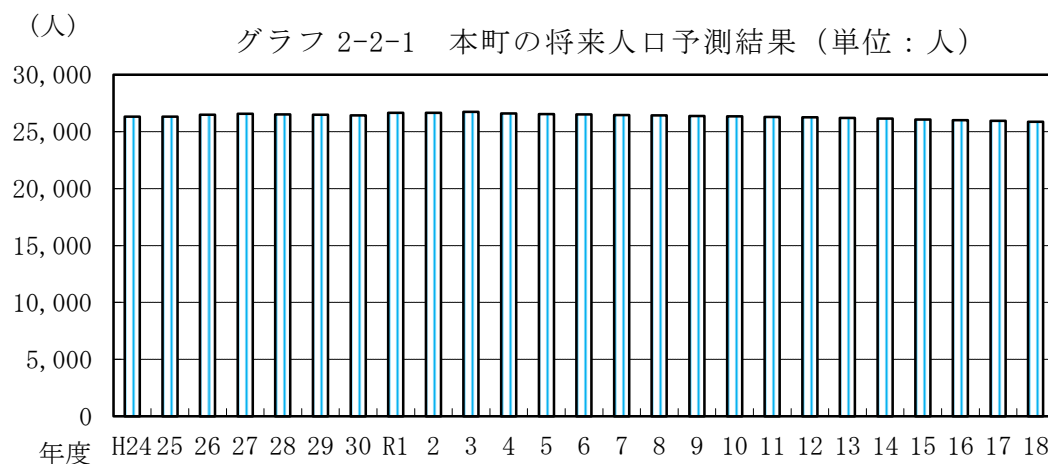
本町の人口を、本町の人口ビジョン（国立社会保障・人口問題研究所の値を採用）と、廃棄物処理実態調査の人口により予測した資料編を参照のこと。

この結果、令和 14 年度に 24,789 人となる。

表 2-2-1 将来人口予測結果 (単位：人)

年度	人口	年度	人口	年度	人口	年度	人口	年度	人口
H24	26,324	H29	26,469	R4	26,596	R9	26,375	R14	26,133
H25	26,324	H30	26,421	R5	26,549	R10	26,335	R15	26,072
H26	26,491	R1	26,658	R6	26,502	R11	26,295	R16	26,011
H27	26,552	R2	26,662	R7	26,415	R12	26,255	R17	25,950
H28	26,522	R3	26,643	R8	26,415	R13	26,194	R18	25,869

注) 各年度 3 月 31 日現在の実績値及び予測値を示す。



計画目標年度の人口は、次のとおりとし、計画収集人口も同様とする。

令和 14 年度 26,133 人 (本計画目標年度)

トレンド法とは、過去の実績から 1 次傾向線 2 次傾向線、1 次指数曲線、べき曲線及びロジスティック曲線を用いて将来の値を予測し、相関係数が 1 位または、過去の傾向に最も整合した曲線を選び、その結果を予測値とする方法である。

過去の実績は 10 年を用い、ごみの量は原単位の予測を用いて計算した。

第3節 ごみ排出量の予測

1 ごみ排出量の予測

平成24年度から令和3年度の過去10年間の実績を基に、排出抑制と資源化を行って推移した場合の将来のごみの排出量の予測結果を表2-2-2に示す。

本町においては、人口の増加に伴いごみ排出量も増加することが予想される。

また、ごみ収集形態別排出量及びごみの種類別排出量の予測をグラフ2-2-2及びグラフ2-2-3に示す。

なお、詳細は、資料編を参照のこと。

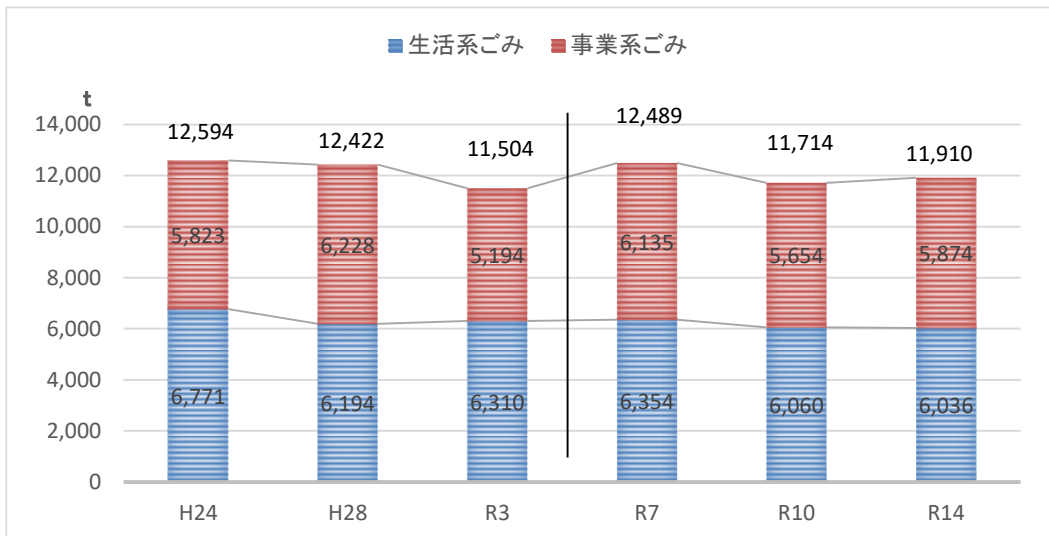
- ① 令和14年度における平成24年度に対するごみの量は、生活系ごみ量は約11%減少し、事業系ごみ量は約1%増加する。排出量としては、5.4%の減少となる。
- ② 生活系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ共に減少するが資源ごみは増加する。
- ④ 事業系ごみは、不燃ごみ量は減少し、可燃ごみと粗大ごみは増加する。また資源ごみ量も増加する。
- ⑤ 生活系ごみと事業系ごみの割合は、ほぼ50%ずつである。

表2-2-2 ごみ排出量の予測（単位：t）

項目	年度	実績値			予測値			減量化率 (R14/H24)
		H24	H28	R3	R7	R10	R14	
人口		26,324	26,522	26,643	26,455	26,335	26,133	—
生活系ごみ	可燃ごみ	5,421	5,496	5,065	5,029	4,745	4,708	-13.2%
	不燃ごみ	469	478	452	462	446	451	-3.8%
	粗大ごみ	697	16	631	628	609	619	-11.2%
	資源ごみ	184	204	162	235	260	258	40.2%
	合計	6,771	6,194	6,310	6,354	6,060	6,036	-10.9%
	割合	53.8%	49.9%	54.9%	50.9%	51.7%	50.7%	—
事業系ごみ	可燃ごみ	5,394	5,918	4,850	5,858	5,376	5,592	3.7%
	不燃ごみ	313	234	268	135	84	84	-73.2%
	粗大ごみ	14	16	26	22	22	26	85.7%
	資源ごみ	102	60	50	120	172	172	68.6%
	合計	5,823	6,228	5,194	6,135	5,654	5,874	0.9%
	割合	46.2%	50.1%	45.1%	49.1%	48.3%	49.3%	—
年間排出量		12,594	12,422	11,504	12,489	11,714	11,910	-5.4%

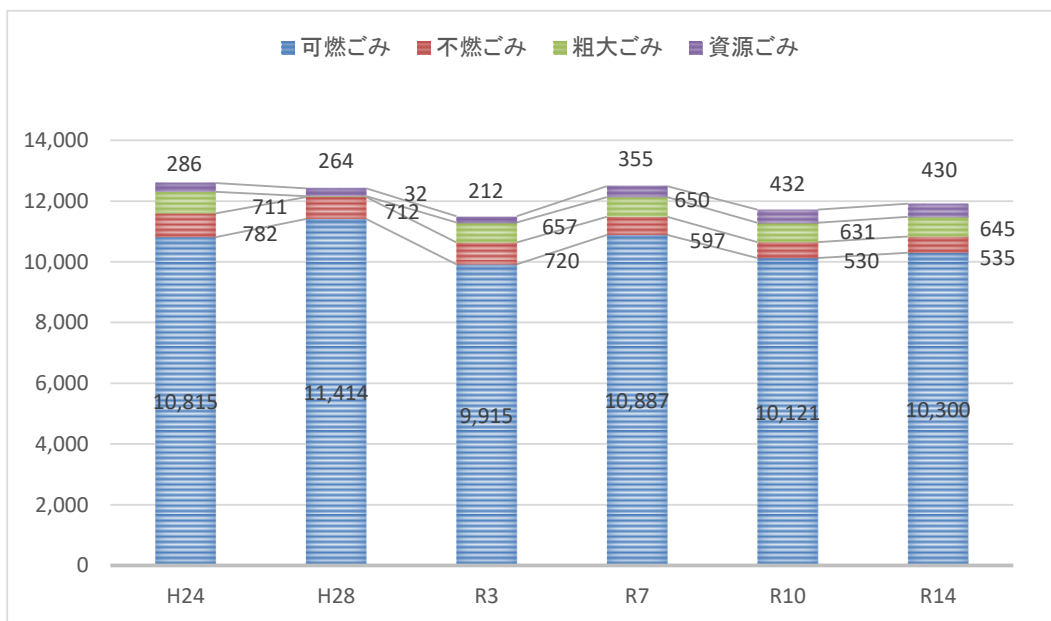
注)減量化率は、平成24年度に対する令和14年度までに減量した割合で、マイナスは、減量を表し、プラスは増加を表す。

グラフ 2-2-2 生活系ごみ及び事業系ごみの予測



注) 最も上の数字は、合計量である。

グラフ 2-2-3 ごみの種類別排出量の予測



2 ごみ原単位の予測

表 2-2-3 及びグラフ 2-2-4 に、現状のまま推移した場合のごみの原単位予測結果を示す。

① 令和 14 年度における平成 24 年度に対するごみの原単位は、生活系ごみは約 10%減少するが、事業系ごみはわずかに 1.6%の増加となる。

また、排出量原単位は、4.8%減少する。

② 生活系ごみ原単位は、可燃ごみは 12.5%の減少、不燃ごみは 3.1%の減少し、粗大ごみは 10.5%減少と予想される。また、資源ごみは 40.6%増加する。

③ 事業系ごみは、不燃ごみは 73%減少、可燃ごみは 4.4%増加し、粗大ごみは

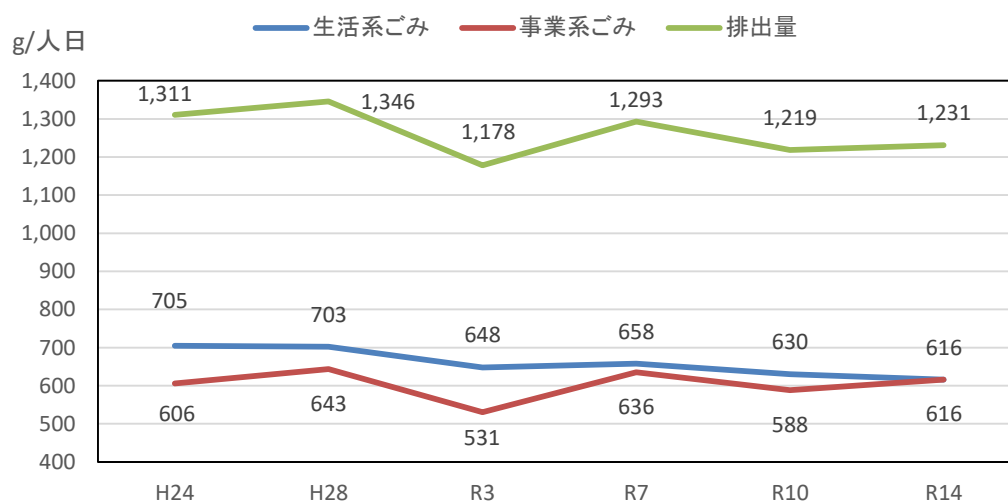
80%増加する。また、資源ごみは 69.8%増加する。

④ 生活系ごみと事業系ごみの割合は、ほぼ半々である。

表 2-2-3 ごみの種類別原単位の予測結果（単位：g/人日）

項目	年度	実績値			予測値			減量化率 (R14/H24)
		H24	H28	R3	R7	R10	R14	
生活系ごみ	可燃ごみ	564.2	567.7	520.8	520.8	493.6	493.6	-12.5%
	不燃ごみ	48.8	49.4	46.5	47.8	46.4	47.3	-3.1%
	粗大ごみ	72.5	64.5	64.9	65.0	63.4	64.9	-10.5%
	資源ごみ	19.2	21.1	16.7	24.3	27.0	27.0	40.6%
	合計	704.7	702.7	648.9	657.9	630.4	632.8	-10.2%
	割合	53.8%	52.2%	54.9%	50.9%	51.7%	50.7%	—
事業系ごみ	可燃ごみ	561.4	611.3	498.7	606.7	559.3	586.2	4.4%
	不燃ごみ	32.6	24.2	27.6	14.0	8.7	8.8	-73.0%
	粗大ごみ	1.5	1.7	2.7	2.3	2.3	2.7	80.0%
	資源ごみ	10.6	6.2	5.1	12.5	17.8	18.0	69.8%
	合計	606.1	643.4	534.1	635.5	588.1	615.7	1.6%
	割合	46.2%	47.8%	45.1%	49.1%	48.3%	49.3%	—
排出量原単位		1,310.8	1,346.1	1,183.0	1,293.4	1,218.5	1,248.5	-4.8%

グラフ 2-2-4 ごみの種類別原単位の予測結果



3 処理・処分量の予測

ごみの排出抑制及び資源化を行って推移した場合のごみの処理処分量の予測を表2-2-4及びグラフ2-2-5に示す。

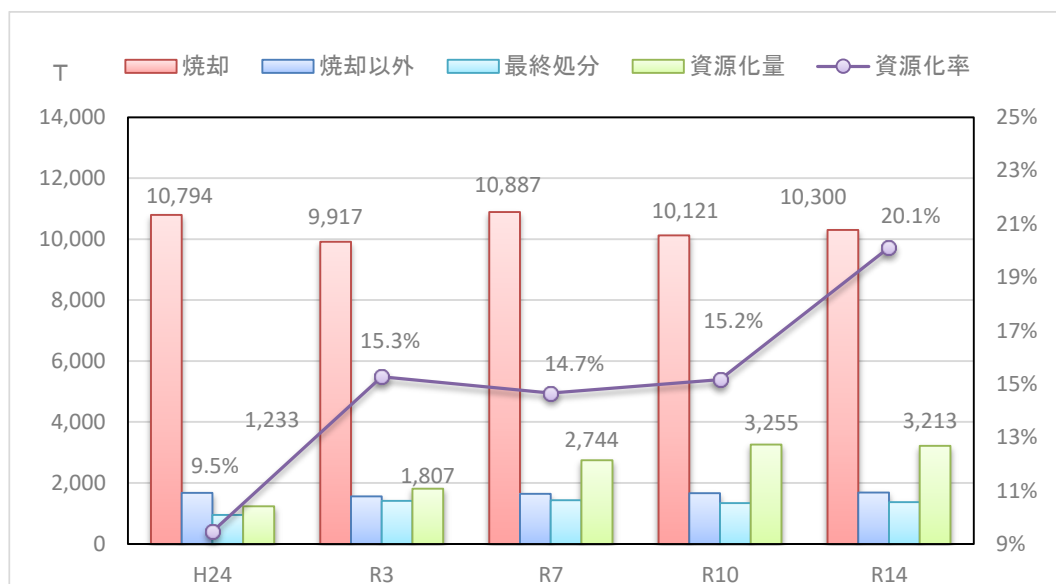
本町では、可燃ごみの原単位は減少するが、人口の減少により、焼却量も減少する。

焼却以外の中間処理量は、不燃・粗大ごみが総量として減少するため少なくなる。ただし、最終処分量は、わずかに減少する程度である。また、資源化量はやや増加するが、ごみの全体量がやや減少するため、資源化率は若干の増加にとどまる。

表 2-2-4 ごみの処理、処分量の予測

項目	年度	実績値		予測値		
		H24	R3	R7	R10	R14
焼却量	直接焼却	10,794	9,917	10,887	10,121	10,300
	焼却以外の施設	0	0	0	0	0
	合計	10,794	9,917	10,887	10,121	10,300
焼却以外の 中間処理	粗大施設	711	1,253	1,135	1,056	1,074
	資源化施設	966	301	504	613	611
	合計	1,677	1,554	1,639	1,669	1,685
最終処分量	焼却残渣等	947	1,409	1,438	1,343	1,369
	処分率	7.6%	12.2%	11.5%	11.5%	11.5%
資源化	資源化量	1,233	1,807	2,744	3,255	3,213
	資源化率	9.5%	15.3%	14.7%	15.2%	20.1%

グラフ 2-2-5 ごみの処理、処分量の予測



注 1) 数字は、焼却量、資源化量及び資源化率を示す。

第4節 ごみ減量化目標値の設定

1 基本的な考え方

ごみ減量・資源化を検討するにあたり、基本的なごみ発生等の概念を図 2-2-3 及び図 2-2-4 に示す。

循環型社会の基本理念 3R の原則に従い、本町のごみの減量及び資源化を推進するためには、従来の減量化対策から、ごみ処理を行う前段階に重点を置いた減量化対策へ転換していくことが最重要課題である。

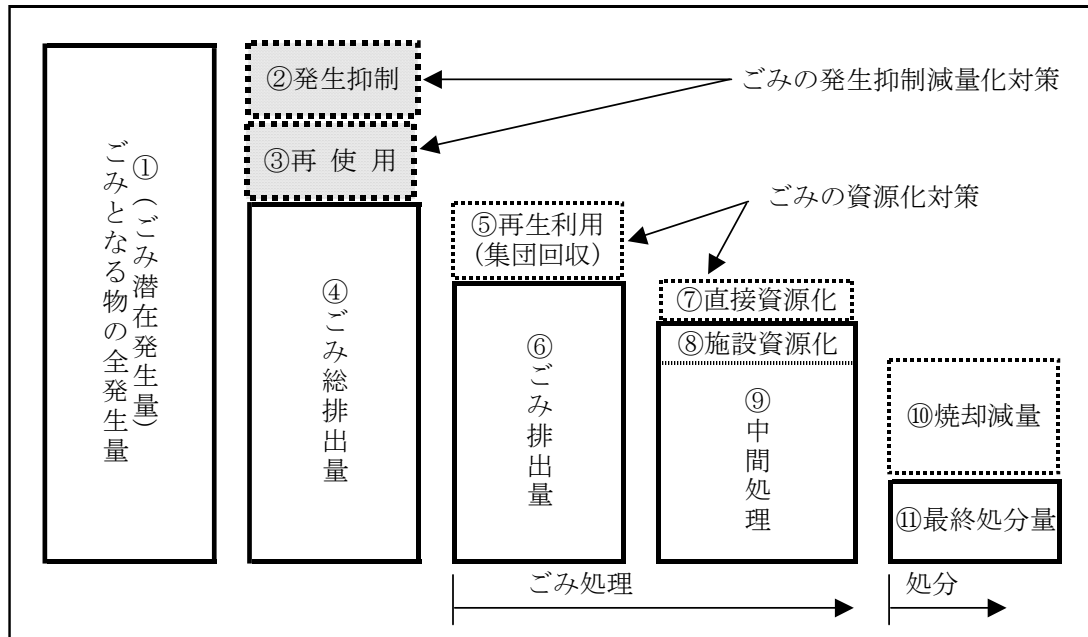


図 2-2-3 ごみ量の概念

- ①ごみ潜在発生量：潜在ごみを含め、町内で発生する全ごみ量 (②+③+④)
- ②発生抑制：レジ袋の削減、簡易包装などごみにならない物を買う消費行動、生ごみの堆肥化など、ごみそのものを発生させないこと
- ③再使用：リターナブル容器の使用、使わない物はフリーマーケットなどを利用するなど、ものをそのまま再使用すること
- ④ごみ総排出量：2R対策後、再生利用をしない場合にごみになる量 (⑤+⑥)
- ⑤再生利用：集団回収により再生利用される量
- ⑥ごみ排出量：町が収集を行うごみの量と、町の処理施設に持ち込まれるごみの量の合計 (⑦+⑧+⑨)
- ⑦資源化量：町の施設に搬入され、中間処理などにより資源化される量
- ⑧計画処理量：焼却施設、粗大ごみ処理施設及び資源化施設で処理される量 (⑧+⑨)
- ⑨中間処理：計画処理量から施設資源化量を除いた量
- ⑩焼却減量：ごみ焼却施設による減量化量
- ⑪最終処分量：焼却灰、資源化処理残さ、直接埋立など、最終処分を行う量

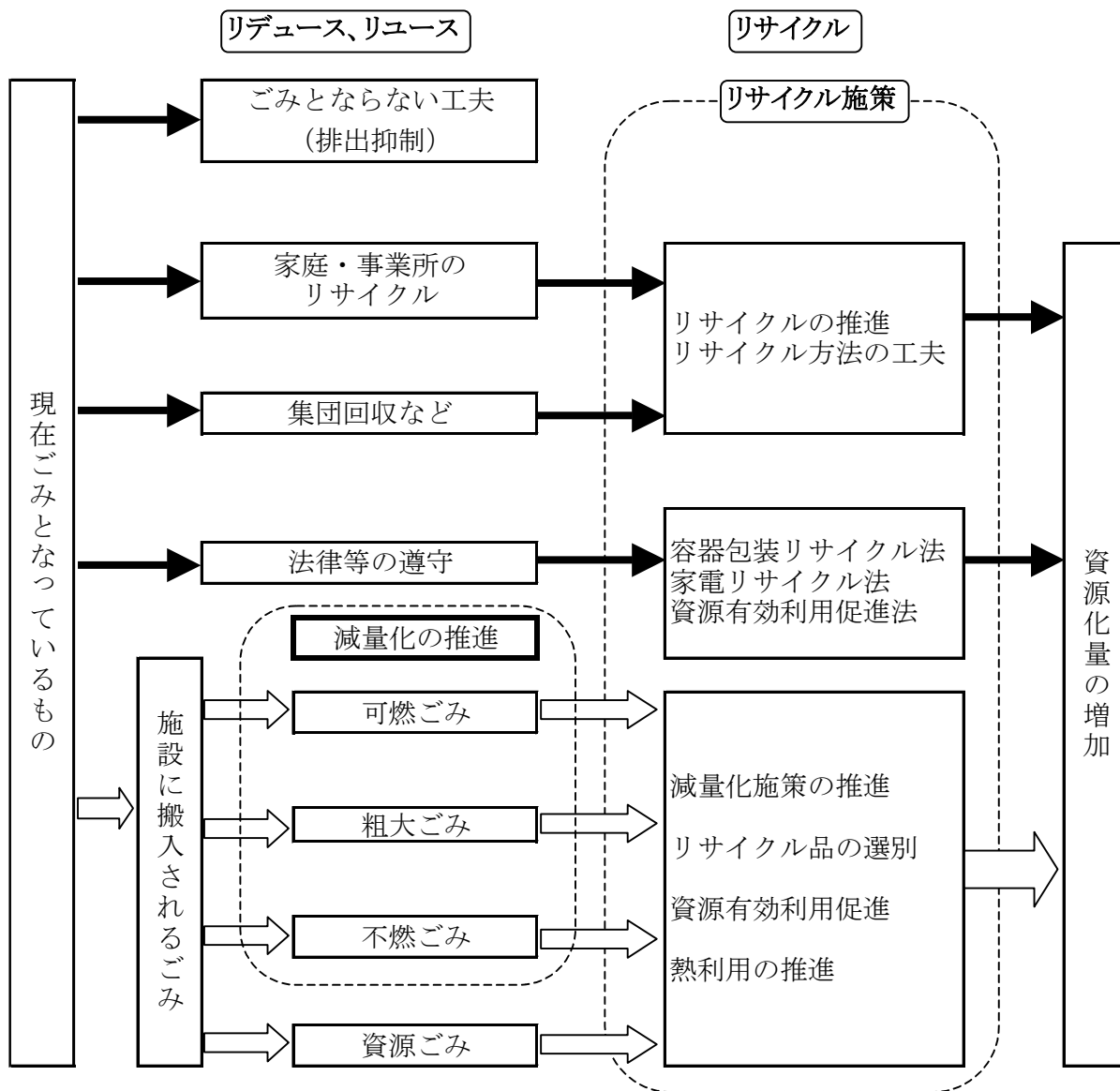


図 2-2-4 3 R 施策のごみ処理の概念

2 減量化等の目標値の設定

(1) 山梨県の目標

山梨県では、令和3年3月に、「第4次山梨県廃棄物総合計画」を策定し、この中で減量化率等の目標を表2-2-5のように設定している。

表2-2-5 山梨県の減量化等の目標

項目	基準年度		目標年度		増減
	平成30年度		令和7年度		
排出量	299	千トン	266	千トン	△11.0%
生活系ごみ	205	千トン	182	千トン	△11.0%
事業系ごみ	86	千トン	77	千トン	△10.7%
集団回収量	8	千トン	7	千トン	△14.4%
再生利用率	17.0	%	25	%	8.0ポイント
最終処分量	19	千トン	16	千トン	△16.7%
(最終処分量)	6.5	%	6.1	%	—

(2) 本町の減量化等の目標

本章第6節の様々な基本施策を展開することにより、ごみの減量化を進め、令和14年度の計画目標年度において以下に示す目標値を設定し、目標達成を目指す。

本町の目標は、山梨県の目標に比べて資源化率の向上を小さく設定しているが、これは本町の特性である観光によるごみ量が多く、これらのごみの資源化は比較的難しいとの理由がある。ただし、事業系ごみの資源化は極力進めることとして、現

時点では令和10年度の目標を定めた。

項目	年度		基準年 H24年度	中間年 R3年度	中間年 R10年度	目標年 R14年度		
	目標	原単位						
ごみ排出量	目標	—	⇒	10%削減	7%削減	5%削減		
	原単位	1,310.8		⇒	1,183.0	⇒	1,218.5	⇒
生活系ごみ	目標	—	⇒	8%削減	11%削減	10%削減		
	原単位	704.7		⇒	648.9	⇒	630.4	⇒
資源を除く 生活系ごみ	目標	—	⇒	8%削減	12%削減	12%削減		
	原単位	685.5		⇒	632.2	⇒	603.4	⇒
事業系ごみ	目標	—	⇒	12%削減	3%削減	—		
	原単位	606.1		⇒	534.1	⇒	588.1	⇒
資源化率	目標	9.5%	⇒	15.3%	⇒	27.2%	⇒	26.5%
最終処分量	目標	—	⇒	—	—	—		
	量	947		⇒	1,409	⇒	1,438	⇒

図 2-2-5 (その 1) 本町の減量化、資源化及び最終処分量の目標

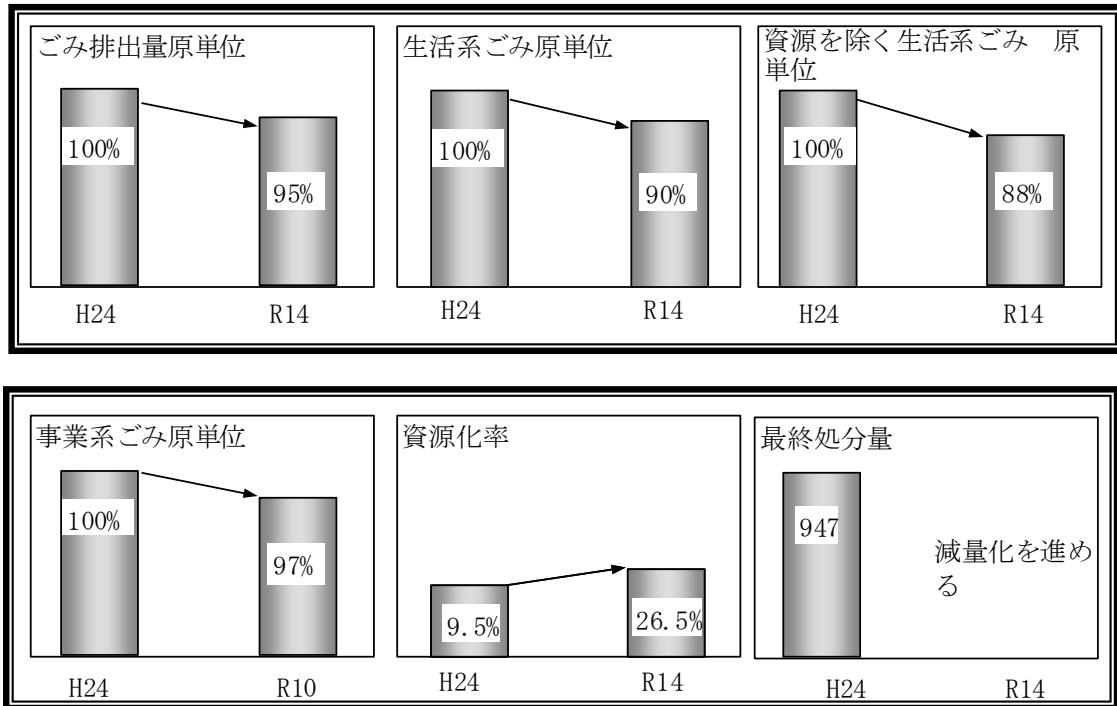


図 2-2-5 (その 2) 本町の減量化、資源化及び最終処分量の目標

(1) ごみ排出量の削減

① 排出量原単位で 5% (約 62g) 削減する。

生活系ごみ、事業系ごみを含めた 1 人 1 日当たりのごみ総排出量原単位を計画目標年度(令和 14 年度)において、平成 24 年度に対して 6%削減する。

② 生活系ごみ排出量原単位 10% (約 72g) 削減する。
 ③ 資源を除く生活系ごみ原単位で 12% (約 80g) 削減する。

家庭からでるごみ 1 人 1 日当たりの排出量原単位を計画目標年度(令和 14 年度)において、平成 24 年度に対して 13%以上削減する。

なお、資源を除く生活系ごみの原単位は平成 24 年度に対し計画目標年度で 14%以上削減する。

④ 事業系ごみ排出量原単位で 3% (約 18g) 削減する。

事業所からでる可燃ごみ、不燃ごみ原単位を 1 人 1 日当たりの排出量に換算し

た量を中間目標年度(令和 10 年度)において、平成 24 年度に対して 3%削減する。

(2) 資源化率の引き上げ

資源化率を 26%以上とする

計画目標年度（令和 14 年度）において、資源化率を 26%以上に引き上げる。
本町の平成 24 年度の資源化率は 9.5%であることから、さらに 16%以上の引き上げを図る。そのためには総排出量で約 191t の減量をするとともに資源化量を約 1,600t 増やすことを目標とする。

(3) 最終処分量の引き下げ

最終処分量について今後、一層の減量化を進める

計画目標年度（令和 14 年度）における最終処分量を現状から推定を行うと削減が難しい結果であった。原因としては本町の粗大ごみ処理施設から発生する燃えない粗大ごみが増加傾向にある。今後、一層の減量化を進めなければならない。

第5節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

基本理念を実現するため、基本方針に基づき展開する施策分類、基本施策を示す。

1 施策の体系

本町のごみの排出抑制と再使用及び自然環境の保全に関する施策の体系は、図2-2-6に示すように、「発生抑制及び排出抑制」、「再使用」、「再生利用」及び「環境保全」の基本方針を元に、家庭、事業者及び行政の行うべき施策をまとめた。

基本方針	分類	主要施策	
○ごみの発生抑制及び排出抑制 ごみになるものを発生させない	家庭における発生抑制	買い物にはマイバッグを持参する	
		生ごみの水切り実施する	
	事業者における発生抑制	過剰包装を廃止する	
		効率的な資材計画を作成し、無駄をなくす	
	行政の方策	広報・キャンペーンの実施により啓発を促す	
		ごみ袋の有料化によりごみの排出を抑制する	
	○ごみとなるものの再使用 ごみにせず、再使用する	家庭における再使用	利用用途を替えて使えるものは使う
			使わないものはバザー等に出し、ごみにしない
		事業者における再使用	リターナブル製品をできるだけ製造・使用する
事業所内での使い廻しの実施			
行政の方策		バザー、フリーマーケット等の実施、応援	
		生ごみ処理、廃食用油再生事業の推進	
○発生したごみの再生利用 ごみとなったものを再利用する		家庭における再生利用	資源ごみは必ず分別する
			使用済小型家電は持ち込みにより減量化する
		事業者における再生利用	資源となるものは、資源回収に出す
	建設リサイクル法を順守する		
	行政の方策	広報、ポスターにより啓発を促す	
		ごみ処理に係る情報を発信する	
○環境保全 国際的観光地にふさわしい環境の保全と創出	家庭における環境保全	自然を守る意識（一斉清掃への積極的参加等）	
		不法投棄はしない、させないことの認識	
	事業者における環境保全	工場の排ガス、排水の法令遵守	
		事業所内の緑化推進等を行う	
	行政の方策	環境保全策の充実	
		自然環境の保全と不法投棄防止に対する努力	

図 2-2-6 排出抑制、再使用化及び自然環境の保全に関する施策の体系

2 ごみの発生抑制と再使用の推進及び再生利用の促進

(1) ごみの発生抑制に関する施策

ごみの発生抑制に関する施策は、表 2-2-12 のとおりとする。

表 2-2-12 ごみの発生抑制に関する施策

ごみになるものを発生させない	
家庭における発生抑制の推進	
<input type="checkbox"/>	買い物は、マイバッグを持参し、レジ袋の削減に努めることにより焼却に伴うCO ₂ 削減ができる
<input type="checkbox"/>	生ごみの水切りを実施する 残飯等は水切りをしっかりとる
<input type="checkbox"/>	生ごみ処理機器等を利用し、厨芥類は、できるだけ堆肥化して減量化に努める
事業者における発生抑制の推進	
<input type="checkbox"/>	過剰包装はしない 「簡易包装は環境保全。過剰包装は環境破壊」を住民等にアピールする
<input type="checkbox"/>	資材や、事務用品などは、効率的な計画を立て、無駄を作らない 家庭の食品と同様、無駄な資材は排除し、必要な物だけを購入する
行政における発生抑制の方策	
<input type="checkbox"/>	家庭や事業者に対し、上記の内容を広報等で効果的に伝える 広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す
<input type="checkbox"/>	ごみ袋を町指定の有料の袋を採用しごみの排出を抑制する

(2) ごみとなるものの再使用に関する施策

ごみとなるものの再使用に関する施策は、表 2-2-13 のとおりとする。

表 2-2-13 ごみとなるものの再使用に関する施策

ごみにせず、再使用することの推進	
家庭における再使用の促進	
<input type="checkbox"/>	使わないものはバザー等に出し、ごみにしない 家庭で使わなくなったもの、使わないものは、バザーや不要品交換会に出す
事業者における再使用の促進	
<input type="checkbox"/>	リターナブル製品をできるだけ製造・使用する リターナブルな製品の研究と販売及び広告を行う
行政における再使用の促進	
<input type="checkbox"/>	家庭や事業者が守ることを広報等で効果的に伝える 広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す
<input type="checkbox"/>	生ごみ処理、廃食用油再生事業の推進 生ごみ処理機の設置補助を推進し、技術的支援を行う また、廃食用油の再生をさらに推進する。

(3) 発生したごみの再生利用に関する施策

発生したごみの再生利用に関する施策は、表 2-2-14 のとおりとする。

表 2-2-14 ごみとなるものの再生利用に関する施策

ごみとなったものを再生利用する	
家庭における再生利用（家庭が気を付ける再生利用）	
○資源ごみは必ず分別する	資源を分別することで、資源化の促進だけではなく、ごみ処理費の削減効果が得られ、無料である資源ごみを分別することで家計の出費も少なくなる
○使用済み小型家電は各リサイクルセンター、じん芥処理場へ持込み、減量化を協力する	
事業者における再生利用（事業者が気を付ける再生利用）	
○資源となるものは、資源回収に出す	資源ごみとして回収しているものは、資源として出す
○建設リサイクル法を順守する	
行政における再生利用	
○家庭や事業者に対し、上記の内容を広報等で効果的に伝える	広報、ポスター、住民説明会等で説明し、住民・事業者の啓発を促す
○ごみ処理に係る情報を発信するとともに、積極的に住民説明を行う	

(4) 環境保全に関する施策

本区域の環境を保全するための施策は、表 2-2-15 のとおりとする。

表 2-2-15 環境保全に関する施策

国際的観光地にふさわしい環境の保全と創出	
恵まれた自然を活かした国際観光地にふさわしい町づくりを進める	
家庭における環境保全（住民の意識）	
○自然を守る意識	町民と企業等による町内の一斉清掃等への美化活動をさらに継続する
○ごみ分別の周知・徹底により再資源化をさらに進める	
事業者における環境保全	
○町内の一斉清掃に積極的に参加する	工場は、排ガス、排水、騒音、振動、悪臭などの法令を遵守する
○工場の排ガス、排水の法令遵守	
○温室効果ガスの削減	温室効果ガス削減に伴う経費削減を意識して経営に当たる
行政における環境保全	
○自然環境の保全と不法投棄防止に対する努力	不法投棄防止の監視強化、監視カメラの設置検討を行う

(5) 行政の行うべきこと

以上のほか、行政が行うべきの施策を表 2-2-16 のように定める。

表 2-2-16 行政が行うべき施策

生ごみの排出抑制、有効な再利用システムの構築	
	ホテル、旅館などの事業系から排出される生ごみの排出抑制、有効に再利用できるシステムの構築に努める
ごみ処理問題への意識の啓発	
	町民一人一人がごみ処理問題に関する意識の啓発を高め、分別の徹底、再資源化などの減量化を推進する

第 6 節 ごみの分別収集区分

1 生活系一般廃棄物

現在、家庭から出る家庭ごみ（生活系一般廃棄物）については、「燃えるごみ」、「燃えないごみ（金物類、ガラス及び有害ごみに分別）」に関しては、ステーション方式で収集し、「粗大ごみ」は、年 2 回拠点回収を予定しているが毎月第 2 土曜日には船津リサイクルセンターにて受け付けている。直接持ち込みの場合は富士河口湖町じん芥処理場にて住所確認後、受け付けている。「資源ごみ（古紙類：新聞、チラシ、段ボール、雑誌）（その他：生ごみ、缶、ペットボトル、衣類、紙パック、発泡スチロール、白色トレイ、食用廃油）」については、紙類は自治会収集又は各リサイクルセンターで受け付けている。

2 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業者自ら持込を行うこととなっている。現在の分別区分は、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」である。

事業系一般廃棄物については、排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対する指導、減量化を推進していくこととする。

3 産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

本町では、条例により、一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で行うこととしている。今後この方針は変わらない。

第7節 ごみ処理計画

(ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項)

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

- ・ 3Rの推進を図るために分別区分の見直しを行う。
- ・ 各地区の人口の増減などに伴い必要に応じた収集・運搬体制の見直しを行う。
- ・ ごみ出しが困難な方など生活支援の一つとして収集福祉サービスを行う。
- ・ 粗大ごみの有料化に併せて戸別収集を行う。

(2) 収集区域

収集区域は本町全域とする。

(3) 収集・運搬体制

収集・運搬体制は、当面、現在の体制を維持する。

(4) 収集・運搬計画

① ごみ集積所の運営・管理

ごみ集積所は、自治会などの協力により清潔・安全に管理されているが、食品ごみなどがカラスなどにより散乱している場合があるため、必ず当日に出すことを徹底する。

② ごみ集積所管理システム

ごみ集積所管理システムの導入を検討し、ごみ集積所情報の一元的な管理や収集作業の効率化を図る。また、収集ルート管理システムの導入を検討を行う。

③ 収集運搬車両の適正化

収集運搬車両の更新の際は、ハイブリッド車両、天然ガス車両等を採用し、温室効果ガス排出量を削減する等環境負荷低減に努める。

④ 適正処理困難物等

原則として町が収集・処理を行わないものには、「家電リサイクル法対象製品」などの各種リサイクル法対象製品、「危険ごみ」などの危険物・処理困難物などに大別されている。

「各種リサイクル法対象製品」、「危険ごみ」、「処理困難ごみ」、「産業廃棄物」、「在宅医療廃棄物」に関しては、原則として販売店、購入店、専門業者等での引取りを引き続き指導していく。

⑤ 資源物の回収

本町においては生活系・事業系のごみ減量化を進めるために資源物についての回収場所等を設けている。大別すると、リユースセンター、リサイクルセンター、BOX による回収及び民間施設の利用がある。回収場所の案内図と取扱品目について、図 2-2-7 案内図に示す。

資源物回収場所案内図 (リサイクルセンター、リサイクルボックス、民間施設等)

R4/4.現在



種類別 取扱品種 一覧表	リサイクル													使用済家電	
	可燃物	不燃物	粗大ごみ	ビン・缶	ペットボトル	発泡スチロール	トレイ	牛乳パック	段ボール	衣類	生ごみ	廃食用油	廃乾電池		蛍光灯
船津リサイクル(RC)	×	×	△	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△第2土曜日拠点回収
小・勝リサイクル	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	△じん芥でビン・缶受入
足和田リサイクル	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	
大石リサイクル	×	×	×	○	○	○	○	○	自	×	○	○	○	×	
支所横 BOX	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	
河口 じん・リユース社入口BOX	×	○	○	△	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	

図 2-2-7 案内図

2 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理に関する目標

中間処理は、安全かつ安心な施設であることはもとより、周辺環境の保全に十分配慮した、地域に役立つ中間処理施設を目標とする。

中間処理の目標

- ・安全かつ衛生的な中間処理施設計画を行う。
- ・効果的な資源化をおこなうことのできる施設とする。
- ・周辺環境の保全に十分配慮した施設とする。

(2) 中間処理体制と処理方法

計画目標年度（令和 14 年度）における中間処理体制及び処理方法は、基本的に現在の体制及び処理方法を維持する。

(3) 最終処分の方法と量

本章第 4 節において行ったごみの減量化目標や、本町の実情を踏まえ、不燃性残渣さについては、当面は、現状の処分を続けることとする。

第8節 計画のフォローアップと事後評価

1 概要

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施する。

2 実施手順と実施時期

事後評価は、本町担当部局にて行い、その結果を（仮称）富士河口湖町廃棄物減量等推進審議会に報告を行うものとする。

（仮称）富士河口湖町廃棄物減量等推進審議会は、報告された事後評価について審議を行い、改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。

事後評価の実施時期は、事後評価の対象となる年度の翌年度に行うものとする。

3 実施方法

本計画に従い、評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標の達成状況を客観的な指標などによって測定し、施策に係る現状や課題などの分析を踏まえて、評価を行う。

4 事後評価の視点

当該施策の目標の達成状況を把握し、必要性、効率性や有効性の観点のほか、その他必要な観点から評価を行うとともに、今後の取り組むべき課題を明確にすることとする。